

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成 XX 年度)

兵庫県知事 殿

平成XY年6月15日

報告者

住所 大阪府〇〇市〇〇町1-2-3

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇建設

兵庫 太郎

電話番号 〇〇〇-×××-△△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 XX 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇ビル建設現場 (株式会社〇〇建設兵庫支社)					業種	06 総合工事業		
事業場の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町1-2-3 (兵庫県■■■市99-9)					電話番号	×××-××××-××××		
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	2020建設系混合廃棄物(木くず、紙くず、がれき類)	25	8	2804△△△△△△	***商事(株)	兵庫県〇〇市△町1-1	2824××××××	(株)〇〇産業	
2	1500がれき類	118	10	2814■■■■■■■■	××運輸(株)	兵庫県〇〇市△町123	2824〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇エコ	
3	1500がれき類	2	1	2815〇〇〇〇〇〇	◇◇サービス(株)	岡山県〇〇市△町123	3324××××××	環境〇〇(株)	
4	2440 がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	1	1	2815〇〇〇〇〇〇	◇◇サービス(株)	岡山県〇〇市△町123	3344××××××	環境〇〇(株)	

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短時間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

